

# 簡易懸濁法認定薬剤師と簡易懸濁法指導薬剤師

正しい簡易懸濁法の普及

## 簡易懸濁法認定薬剤師

認定期間5年間

目的: 簡易懸濁法の所属施設内の普及活動を行う  
※外部や地域で実技セミナーを行うことはできない



外部や地域で実技セミナーの講師/指導を行うためには、  
簡易懸濁法指導薬剤師である必要がある

## 簡易懸濁法指導薬剤師

認定期間5年間

目的: 簡易懸濁法の地域などでの普及活動を行う